

意見書

さいたま市の政令指定都市の実現に関する意見書

さいたま市は、平成13年5月1日、浦和市、大宮市及び与野市の合併により、人口103万人を擁する都市として誕生いたしました。本市は、埼玉県の県都として、さらには関東圏域を牽引する中枢都市として発展することが各方面から強く期待されております。

21世紀を迎え、新たな分権社会の潮流の中で、本市が自立都市として、また大都市としてふさわしい都市基盤等の整備を行い、市民福祉及び市民サービスの一層の充実を図るためには、より合理的かつ効率的な行財政運営を確保する必要があります。そのためには、地方自治法第252条の19に規定する指定都市となることが是非とも必要であり、このことは、さいたま市民が強く期待するものであります。

また、本市はさいたま新都心地区を中心に国の各機関が集積しており、今後、首都機能の一翼を担う中枢都市として飛躍発展するとともに、分散型の国土形成にも必ずや寄与できるものと確信するものであります。

よって、関係行政庁において、平成15年4月をもってさいたま市を地方自治法第252条の19に規定する指定都市として指定されるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成14年3月19日

さいたま市議会

(提出先) 内閣総理大臣 総務大臣



総務大臣に提出しました



埼玉県知事、埼玉県議会議長に要望しました

小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書

(提出先) 内閣総理大臣 ほか関係機関

雇用の安定とワークシェアリング等雇用対策の確立を求める意見書

(提出先) 内閣総理大臣 ほか関係機関

食品表示制度の改善・強化を求める意見書

(提出先) 内閣総理大臣 ほか関係機関